



平成26年度保健師中央会議

「健やか親子21（第2次）」と母子保健計画

平成26年7月10日（木）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課



「健やか親子21」とは

○ 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画

○ 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標

○ 平成13年から開始

⇒当初は10カ年計画であったが計画期間を見直し4年延長(平成26年まで)

4
つ
の
主
要
課
題

【課題1】

思春期の保健対策の強化
と健康教育の推進

【課題2】

妊娠・出産に関する安全性
と快適さの確保と不妊への
支援

【課題3】

小児保健医療水準を維持・
向上させるための環境整備

【課題4】

子どもの心の安らかな発達の
促進と育児不安の軽減



「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会

【目的】

- 「健やか親子21」は、21世紀初頭における母子保健の国民運動計画(平成26年まで)として、平成13年から始まり、平成17年及び平成21年に中間評価が行われた。その結果を踏まえて重点取組項目が設定される等、さらに取組が推進されてきた。
- 平成26年には「健やか親子21」の計画期間が終了することから、今回、「健やか親子21」の課題別指標に基づいた取組の最終評価を行い、達成できた課題と引き続き取り組むべき課題を明らかにし、「健やか親子21」の次期計画策定に向けた検討を行う。



論点

1. 「健やか親子21」の最終評価
2. 「健やか親子21」の次期計画策定
3. その他

【検討スケジュール】

<最終評価等>

- 第1回(7月29日): 推進の状況、最終評価の進め方、最終評価(指標に基づく分析・評価①)
- 第2回(9月4日): 最終評価(指標に基づく分析・評価②)、現計画の総括評価、次期計画の課題検討、最終報告書骨子案
- 第3回(10月28日): 最終報告書案とりまとめ

<次期計画策定>

- 第4回(11月18日): 今後の進め方、次期計画策定の考え方・方向性、ベースライン値の考え方
- 第5回(12月25日): 次期計画の課題・指標・目標値の検討①
- 第6回(1月29日): 次期計画の課題・指標・目標値の検討②
- 第7回(2月13日): 評価方法の検討、推進協議会のあり方等の検討
- 第8回(3月5日): 次期計画(素案)提示
- 第9回(3月28日): 次期計画(案)とりまとめ

【委員:合計19名】

- ・青木孝子(葛飾区立新小岩中学校校長)
- ・秋山千枝子(あきやま子どもクリニック院長)
- ◎五十嵐隆(国立成育医療研究センター理事長)
- ・出石珠美(全国保健師長会健やか親子21特別委員会委員長、横須賀市健康部保健所健康づくり課課長補佐)
- ・市川宏伸(NPO法人日本発達障害ネットワーク理事長)
- ・伊東芳郎(宮崎市健康管理部長)
- ・今村 定臣(公益社団法人日本医師会常任理事)
- ・奥山千鶴子(NPO法人子育てひろば連絡協議会理事長、NPO法人びーのびーの理事長)
- ・川崎二三彦(子どもの虹情報研修センター研究部長)
- ・小林武正(福島県子育て支援担当理事)
- ・迫和子(公益社団法人日本栄養士会専務理事)
- ・佐藤徹(公益社団法人日本歯科医師会常務理事)
- ・島田真理恵(上智大学総合人間科学部看護学科教授、公益社団法人日本助産師会副会長)
- ・篁倫子(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授)
- ・中板育美(公益社団法人日本看護協会常任理事)
- ・成田友代(世田谷区世田谷保健所長)
- ・久永美砂(株式会社日立ソリューションズ人事総務統括本部人事部担当部長)
- ・山縣然太郎(山梨大学大学院医学工学総合研究部社会医学講座教授)
- ・横山徹爾(国立保健医療科学院生涯健康研究部長)

「健やか親子21(第2次)」のスケジュール

	H26年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	...	
全体	・現計画終了	平成27年度～ 健やか親子21(第2次)開始 →				平成31年度 中間評価	→			平成35年度 最終評価	→	平成36年度 健やか親子21(第2次)終了	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・健やか親子21(第2次)のベースライン調査・目標設定 ・健やか親子21(第2次)周知 ・自治体担当者への研修等 ・推進体制の検討 				・中間評価の調査	・中間評価検討会開催			・最終評価の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・最終評価検討会開催 ・健やか親子21(第3次)計画策定検討会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・健やか21(第3次)のベースライン調査 ・次期計画周知等 		
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・最終評価 ・母子保健計画作成、周知等 				・調査協力	・中間評価・計画修正等			・調査協力	・最終評価	<ul style="list-style-type: none"> ・健やか親子21(第3次)作成、周知等 		
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の最終評価 ・健やか親子21(第2次)計画作成 				・調査協力	・中間評価・計画修正等			・調査協力	・最終評価	<ul style="list-style-type: none"> ・健やか親子21(第3次)作成 		

健やか親子21(第2次)



すべての子どもが健やかに育つ社会

子育て・健康支援

- 相談相手
- 予防接種
- 不妊
- 少子化
- 健康診査
- 産後うつ
- 低出生体重児

(基盤課題A)
切れ目ない妊産婦・乳幼児への
保健対策

(重点課題①)
育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

(重点課題②)
妊娠期からの
児童虐待防止対策

- 性
- 身体活動
- 歯科
- 心の健康
- 食育
- 喫煙飲酒
- 肥満やせ

(基盤課題B)
学童期・思春期から
成人期に向けた保健対策

(基盤課題C)
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ ^(※) のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

基盤課題A:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



基盤課題A
の目標

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

参考とする指標

- ・周産期死亡率
- ・新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率
- ・幼児(1~4歳)死亡率
- ・乳児のSIDS死亡率
- ・正期産児に占める低出生体重児の割合
- ・妊娠11週以下での妊娠の届出率
- ・出産後1か月児の母乳育児の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上の褥婦の割合
- ・1歳までのBCG接種を終了している者の割合
- ・1歳6か月までに三種混合・麻しん・風疹の予防接種を終了している者の割合
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数
- ・災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合



健康水準の指標

- ・妊産婦死亡率
- ・全出生数中の低出生体重児の割合
- ・妊娠・出産について満足している者の割合
- ・むし歯のない3歳児の割合



健康行動の指標

- ・妊娠中の妊婦の喫煙率
- ・育児期間中の両親の喫煙率
- ・妊娠中の妊婦の飲酒率
- ・乳幼児健康診査の受診率(重点課題②再掲)
- ・小児救急電話相談(#8000)を知っている親の割合
- ・子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合
- ・仕上げ磨きをする親の割合



環境整備の指標

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(重点課題②再掲)
- ・妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合
- ・ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合、市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合

基盤課題B:学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



課題
の目標

子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

参考とする指標

- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合
- ・スクールソーシャルワーカーの配置状況
- ・思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合
- ・家族など誰かと食事をする子どもの割合



健康水準の指標

- ・十代の自殺死亡率
- ・十代の人工妊娠中絶率
- ・十代の性感染症罹患率
- ・児童・生徒における痩身傾向児の割合
- ・児童・生徒における肥満傾向児の割合
- ・歯肉に炎症がある十代の割合



健康行動の指標

- ・十代の喫煙率
- ・十代の飲酒率
- ・朝食を欠食する子どもの割合



環境整備の指標

- ・学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合
- ・地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況

基盤課題C: 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



基盤課題C
の目標

妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり

参考とする指標

- ・個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差
- ・不慮の事故による死亡率
- ・事故防止対策を実施している市区町村の割合
- ・乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合
- ・父親の育児休業取得割合



健康水準の指標

- ・この地域で子育てをしたいと思う親の割合
- ・妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合



健康行動の指標

- ・マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合
- ・マタニティマークを知っている国民の割合
- ・主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合



環境整備の指標

- ・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・育児不安の親のグループ活動を支援している市区町村の割合
- ・母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合

重点課題①: 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



重点課題①
の目標

親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会の構築

参考とする指標

- ・小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合
- ・小児人口に対する児童精神科医師の割合
- ・情緒障害児短期治療施設の施設数
- ・就学前の障害児に対する通所支援の利用者数
- ・障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数



健康水準の指標

- ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合
- ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合



健康行動の指標

- ・子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合
- ・発達障害を知っている国民の割合



環境整備の指標

- ・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合、市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援の取組を支援している県型保健所の割合

基盤課題A
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

基盤課題C
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基盤課題B
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



重点課題②
の目標

児童虐待のない社会の構築

参考とする指標

- ・児童相談所における児童虐待相談の対応件数
- ・市町村の児童虐待相談対応件数



健康水準の指標

- ・児童虐待による死亡数
- ・子どもを虐待していると思う親の割合



健康行動の指標

- ・乳幼児健康診査の受診率(基盤課題A再掲)
- ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合
- ・乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合



環境整備の指標

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(基盤課題A再掲)
- ・対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対してグループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をしている県型保健所の割合
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合
- ・関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合
- ・児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数

基盤課題A
切れ目ない
妊産婦・乳幼
児への保健
対策

基盤課題B
学童期・思春
期から成人期
に向けた保健
対策

基盤課題C
子どもの健や
かな成長を見
守り育む地域
づくり

母子保健の取組推進に向けて

～ 国と各地方公共団体の役割 ～

市町村

母子保健事業の主たる実施者：市町村母子保健計画の策定、母子保健連絡協議会の設置

・データの提出、調査協力
・市町村の課題解決に向けた情報共有 等

県型保健所

管内母子保健事業の評価、専門的業務の実施、母子保健推進協議会の設置

・データの提出、調査協力
・管内の課題解決に向けた情報共有 等

・調査実施と結果の還元
・専門的・技術的助言等の支援

・データの提出、調査協力
・市町村の課題解決に向けた情報共有 等

保健所を設置する市及び特別区

県型保健所と市町村の両方の役割

・データの提出、調査協力
・課題解決に向けた情報共有

・調査実施と結果の還元
・母子保健計画の策定支援、計画の進捗管理

都道府県(本庁)

都道府県母子保健計画の策定、県内の母子保健体制の整備、母子保健運営協議会の設置

・データの提出、調査協力

・調査実施と結果の還元

・データの提出、調査協力

・調査実施と結果の還元

国

母子保健に関する基本的施策の策定

「健やか親子21」と母子保健計画について

- ◆平成26年5月13日雇児発0513第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
「健やか親子21(第2次)」について 検討会報告書」の送付、
及びこれを踏まえた取組の推進について



- ◆平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
母子保健計画について

- ◆平成26年6月17日雇児母発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課長通知

「母子保健計画の策定について」及び「市町村における母子保健計画の見直しについて」の廃止について

※「母子保健計画の策定について」(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び「市町村における母子保健計画の見直しについて」(平成13年8月2日雇児母第46号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)については、「母子保健計画について」(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の施行に伴い、廃止する。

母子保健計画策定指針

第1 母子保健計画策定指針について

第2 母子保健計画の策定について

1 母子保健計画策定の趣旨

2 母子保健計画の策定の主体:市町村及び都道府県が策定

3 母子保健計画の内容:「健やか親子21(第2次)」で示された課題や指標を基本とする。

(1) 母子保健計画の基本的な考え方

(2) 母子保健に関する地域の状況

(3) 課題と指標の目標設定等

(4) 評価及び見直し:計画策定時に記載する。

4 母子保健計画策定の手順等 ←

(1) 市町村が策定する母子保健計画について

(2) 都道府県が策定する母子保健計画について

5 母子保健計画の期間

6 他計画等との関係

第3 母子保健計画の推進等

1 母子保健計画の推進体制

2 母子保健計画の推進状況の把握、評価及び再検討

ア 体制の整備、協議の場の設置

イ 母子保健の現状把握・分析、住民のニーズ等の把握

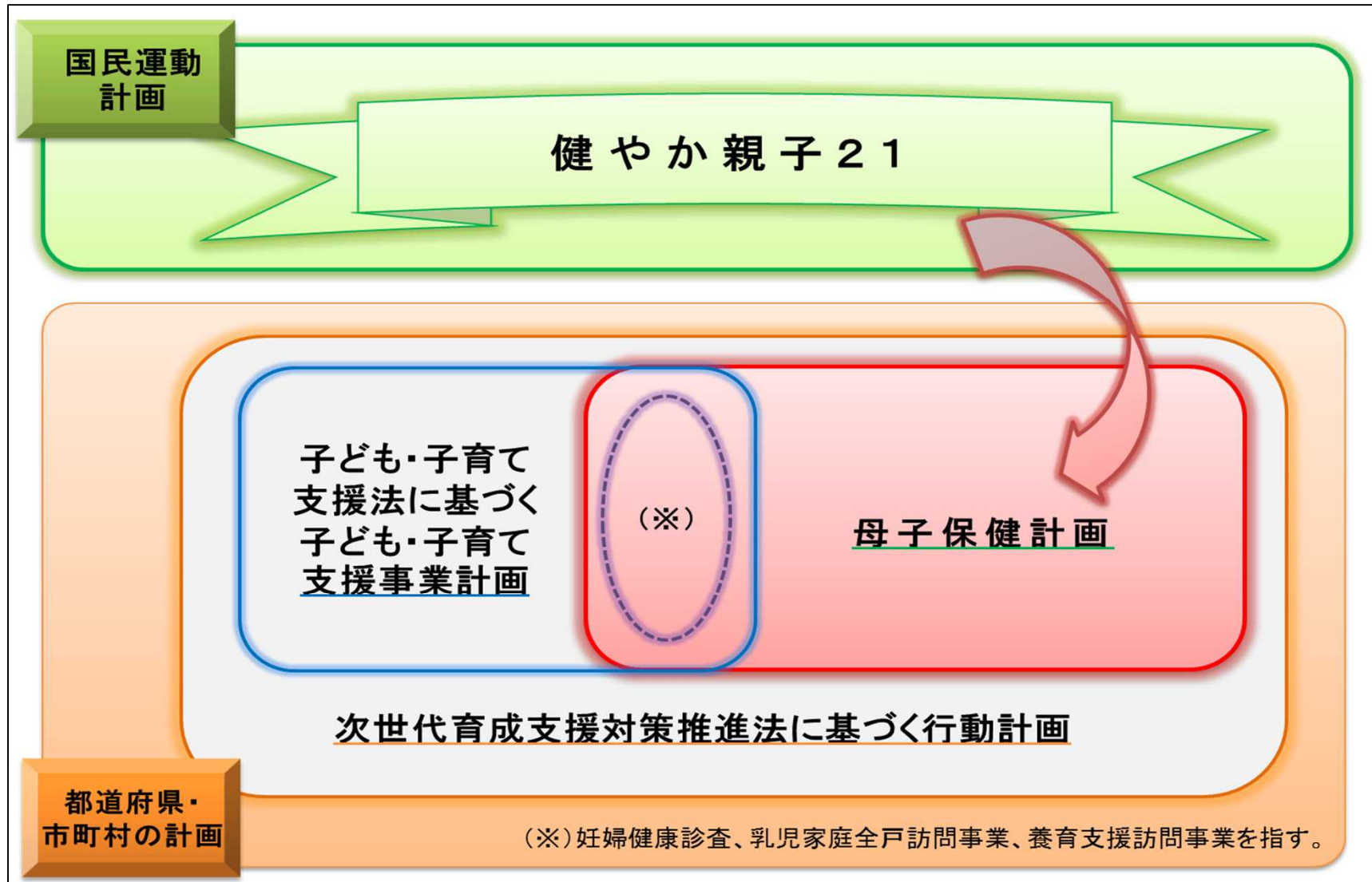
ウ 協議の場での検討

:母子保健計画の目的、基本理念や骨子、課題や指標の数値目標、評価・見直し、結果の公表について等)

エ 母子保健に関する学識経験者の団体や住民からの意見の聴取

オ 母子保健計画の決定・公表

都道府県・市町村における母子保健計画の位置付け



今後の課題

1. 推進体制の強化

- ・国民の主体的取組の推進
- ・推進協議会及び書く参画団体の活動の更なる活性化
- ・企業や学術団体等との連携、協働による取組推進の体制づくり

2. 健康格差の解消に向けた取組の推進

- ・計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標を設定し、PDCAサイクルで母子保健事業を実施し、評価する仕組みづくり
- ・国、都道府県、県型保健所、市町村の**役割の明確化**

「健やか親子21」全国大会のご案内

- 日時：平成26年11月25日(火)～27日(木)
- 場所：愛媛県松山市 ひめぎんホール
(愛媛県松山市道後町2丁目5-1)

